

榛東村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

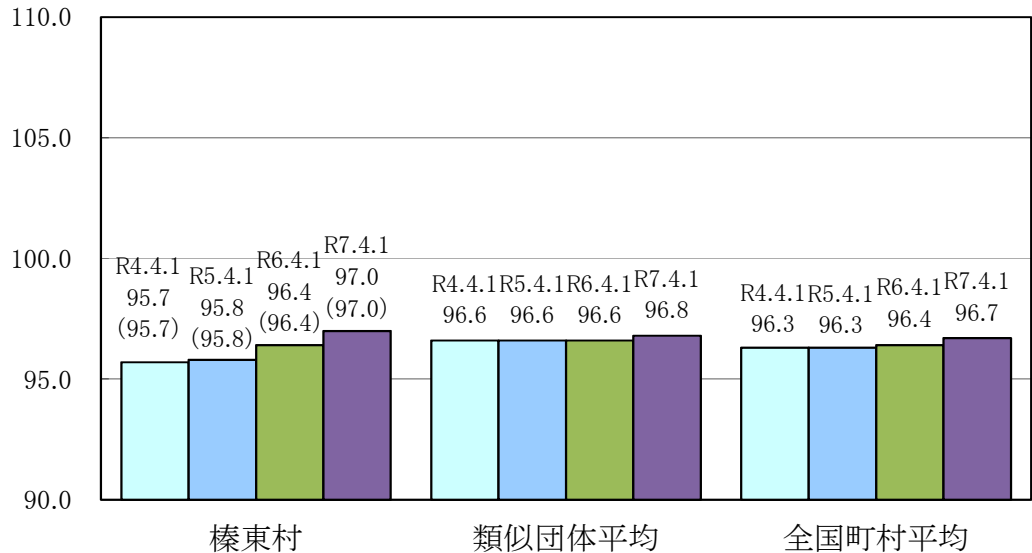
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 14,636	千円 9,689,862	千円 92,119	千円 990,977	% 10.2	% 10.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 97	千円 305,735	千円 46,315	千円 129,687	千円 481,737	千円 4,966	千円 5,921

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

①月例給

		人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧 告	国 の 改 定 率		
	A	B	A-B	(改定率)			
○年度	円	円	円	%	%	%	
						(%)	

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

		人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)
区 分	民間の支給	公務員の	較差	勧 告	国 の 年 間		
	割合 A	支給月数 B	A-B	(改定月数)			支 給 月 数
○年度	月	月	月	月	月	月	

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、榛東村においては支給なし。

(実施時期) 非支給対象地域であるため予定なし。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%
榛東村の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項
なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
榛東村	39.1 歳	306,999 円	355,275 円	329,460 円
群馬県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	榛東村	群馬県	国
一般行政職 大 学 卒	220,000 円	224,300 円	220,000 円
高 校 卒	188,000 円	192,900 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職 大 学 卒	2,858 円	3,683 円	3,901 円	3,947 円
高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

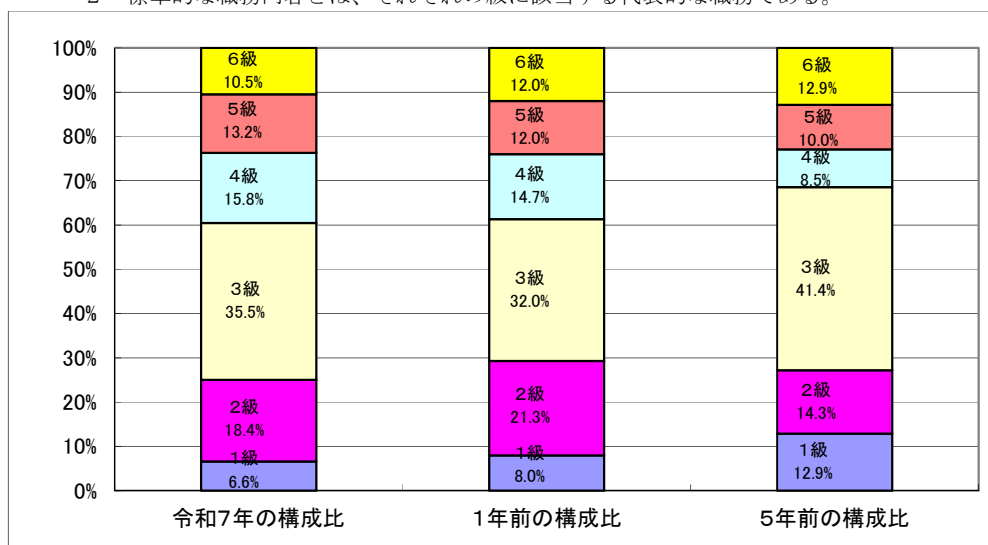
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

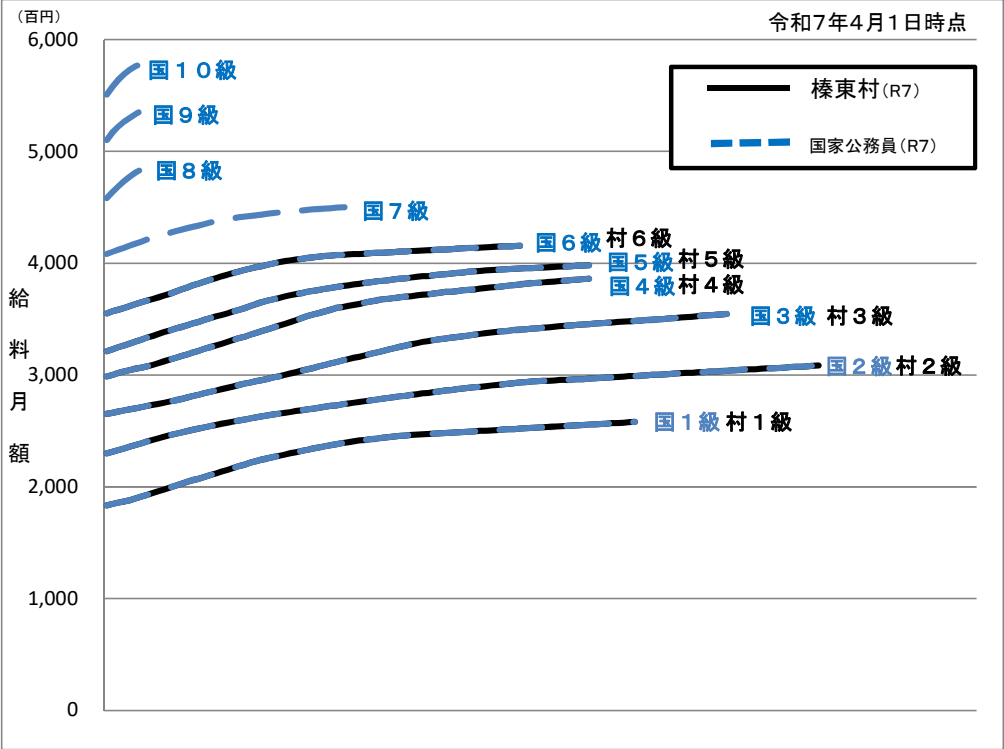
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又はこれに相当する職務	5 人	6.6 %	183,500 円	285,100 円
2級	主任又はこれに相当する職務	14 人	18.4 %	230,000 円	308,500 円
3級	主査又はこれに相当する職務	27 人	35.5 %	265,300 円	354,700 円
4級	係長又はこれに相当する職務	12 人	15.8 %	298,800 円	386,100 円
5級	園長の職務 課長補佐の職務 局長補佐の職務	10 人	13.2 %	321,300 円	398,200 円
6級	課長の職務 局長の職務	8 人	10.5 %	355,200 円	415,700 円

(注) 1 榛東村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（榛東村）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

榛東村	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,506 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,697 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%、管理職加算:10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%、管理職加算:10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（榛東村）

令和6年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○ ○	○ ○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

榛東村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.70 /100	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7 /100
その他の加算措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 11,195 千円 0 千円	-

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		287 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		95,760 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市・渋川市	3 %	3 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			47 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			6,657 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			6.5 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	差押処分、村税の滞納処分に 従事した者	差押処分、村税の滞納処分	38千円	日額 800 円
感染症等防疫作業手 当	感染症等防疫作業に従事した 者	感染症等防疫作業	9千円	日額 1,000 円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人等の取扱 業務に従事した者	行旅病人の取扱業務	0千円	日額 500 円
		行旅死亡人の取扱業務	0千円	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	28,495 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	352 千円
支給実績(令和5年度決算)	34,749 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	419 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者月額 6,500円 2 子1人につき月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算 4 父母等1人につき月額6,500円	同じ	—	8,560 千円	203,805 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃の支払者に家賃月額により28,000円を限度に支給	同じ	—	3,919 千円	230,524 円
通勤手当	1 交通機関利用者運賃など 相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 距離によって月額31600円を限度に支給	同じ	—	4,470 千円	53,849 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務をした場合に日額4,400円を支給	同じ	—	585 千円	10,450 円
管理職手当	定額 課長及び局長 62,300円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 42,800円			15,644 千円	601,702 円
管理職特別勤務手当	課長及び局長 6,500円 園長 5,000円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 4,000円			693 千円	40,789 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	村長	725,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額			
		(	円)	855,000	円／	382,500	円
	副村長	578,000	円	680,000	円／	430,400	円
		(	円)				
報 酬	議 長	305,000	円	408,000	円／	230,000	円
		(	円)				
	副 議 長	235,000	円	342,000	円／	180,000	円
		(	円)				
	議 員	210,000	円	323,000	円／	157,000	円
		(	円)				
期 末 手 当	村長	(令和6年度支給割合)					
	副村長	4.6	月分				
	議 長	(令和6年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.6	月分				
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	村長	給料月額×在職年数×5.2		15,080,000 円		毎期毎、退職時	
	副村長	給料月額×在職年数×3.0		6,936,000 円		毎期毎、退職時	
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

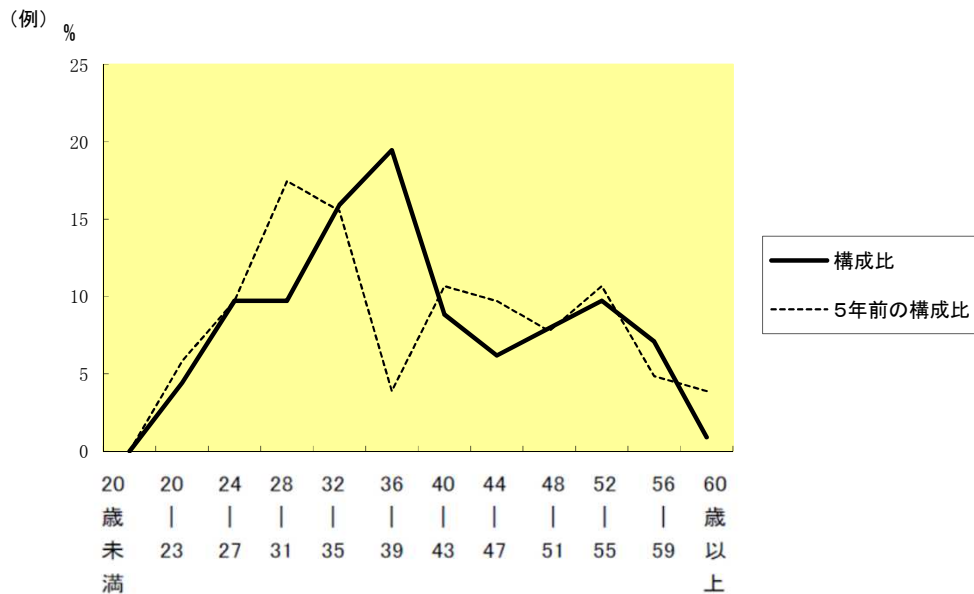
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	
		総務	24	26	2	
		税務	11	9	-2	
		農林水産	10	9	-1	
		商工	1	2	1	
		土木	8	8	0	
		民生	13	12	-1	
		衛生	7	9	2	
		計	76	77	1	
	<参考> 人口1万当たり職員数 53.24 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.31 人)					
教育部門		21	18	-3		
消防部門		0	0	0		
小 計		97	95	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 65.68 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 109.63 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	上水道 下水道 その他	3	3	0		
		3	3	0		
		10	12	2		
	小 計		16	18	2	
合 計			113	113	0	<参考> 人口1万当たり職員数 78.13 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	11人	11人	18人	22人	10人	7人	9人	11人	8人	1人	113人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数 (率)
部門別							
一般行政	65	67	70	67	76	77	12 (18.5 %)
教育	22	22	19	20	21	18	-4 (-18.2 %)
消防							
普通会計計	87	89	89	87	97	95	8 (9.2 %)
公営企業等会計計	16	17	17	17	16	18	2 (12.5 %)
総合計	103	106	106	104	113	113	10 (9.7 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 262,251	千円 19,207	千円 13,321	% 5.1	% 7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 3	千円 8,989	千円 1,406	千円 2,926	千円 13,321	千円 4,440	千円 5,921

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	46.8 歳	368,700 円	436,289 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村	榛東村（一般行政職・団体平均等）												
1人当たり平均支給額(令和6年度) 975 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,506 千円												
(令和6年度支給割合) <table> <tr> <td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr> <tr> <td>2.5 月分</td><td>2.1 月分</td></tr> <tr> <td>(1.4)月分</td><td>(1.0)月分</td></tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.5 月分	2.1 月分	(1.4)月分	(1.0)月分	(令和6年度支給割合) <table> <tr> <td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr> <tr> <td>2.5 月分</td><td>2.1 月分</td></tr> <tr> <td>(1.4)月分</td><td>(1.0)月分</td></tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.5 月分	2.1 月分	(1.4)月分	(1.0)月分
期末手当	勤勉手当												
2.5 月分	2.1 月分												
(1.4)月分	(1.0)月分												
期末手当	勤勉手当												
2.5 月分	2.1 月分												
(1.4)月分	(1.0)月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%												

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

榛東村				榛東村（一般行政職・団体平均等）			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (2～20%加算)				その他の加算措置 (2～20%加算)			
(退職時特別昇給 無)				(退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円				1人当たり平均支給額 11,195 千円 0 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
—	— %	0 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		4 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		2,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		66.7 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	4千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	608 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	122 千円
支給実績(令和5年度決算)	396 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	198 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	1 配偶者月額 6,500円 2 子1人につき月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算 4 父母等1人につき月額6,500円	同じ	-	330 千円	165,000 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃の支払者に家賃月額により28,000円を限度に支給	同じ		- 千円	- 円
通勤手当	1 交通機関利用者運賃など 相当額を支給（月額55,000円を限度） 2 交通用具使用者 距離によって月額31600円を限度に支給			86 千円	14,400 円
管理職手当	定額 課長及び局長 62,300円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 42,800円			374 千円	373,800 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務をした場合に月額4,400円を支給			- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	課長及び局長 6,500円 園長 5,000円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 4,000円			- 千円	- 円

(2) 下水道事業
① 職員給与費の状況
ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 379,346	千円 20,694	千円 12,300	% 3.2	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 4	千円 14,116	千円 2,172	千円 4,044	千円 20,332	千円 5,083	千円 5,751

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	38.8 歳	338,225 円	526,409 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村	榛東村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,011 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,506 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

榛東村				榛東村（一般行政職・団体平均等）			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	(2～20%加算)			その他の加算措置	(2～20%加算)		
(退職時特別昇給)	無)			(退職時特別昇給)	無)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円		1人当たり平均支給額	11,195 千円	0 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
—	— %	0 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			—	%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	0千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	106 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	35 千円
支給実績(令和5年度決算)	396 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	198 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者月額 6,500円 2 子1人につき月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算 4 父母等1人につき月額6,500円	同じ	—	988 千円	247,000 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃の支払者に家賃月額により28,000円を限度に支給	同じ		55 千円	55,000 円
通勤手当	1 交通機関利用者運賃など 相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 距離によって月額31600円を限度に支給			141 千円	35,300 円
管理職手当	定額 課長及び局長 62,300円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 42,800円			887 千円	443,700 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務をした場合に月額4,400円を支給			0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	課長及び局長 6,500円 園長 5,000円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 4,000円			0 千円	0 円